

## 委託仕様書

### 1 委託業務名

芸術家等との協働による醍醐地域の魅力向上及び情報発信業務（令和8年度）

### 2 履行期間

契約日の翌日から令和9年2月26日まで

### 3 業務の目的

京都市では、地域の魅力やポテンシャルを最大限活かし、あらゆる世代がワクワクするような山科・醍醐を地域の皆様とともに目指すため、地域活性化プロジェクト「meet us（ミータス）山科-醍醐」を進めている。

令和7年3月には、まちづくりの方向性や具体策をまとめた「meet us 山科-醍醐 みんなで創るまちPLAN」を発表し、「多様な人々が住み、学び、つながることのできる文化・教育のまち」を目指すこととしている。

醍醐駅周辺において、昨年度、アートで彩る公共空間“だいが me アート”を芸術家等※<sup>1</sup>と協働して実施しているほか、市営住宅の空き住戸を若手芸術家の住まい・アトリエとして活用する取組や、公共空間や公園において子どもたちがアートに触れる機会を創出する取組など、芸術や芸術家等と協働した地域活性化の取組を始めている。

国のガイドライン※<sup>2</sup>では、アートを作る過程で生まれる多様な主体との交流が地域コミュニティの活性化に寄与すること、作品を通して地域の文化が地域内外に広く認知され地域住民のシビックプライドが醸成されること、芸術祭等の取組が、飲食、交通、物販のような地域経済への波及効果があることなどが示されている。

このような状況を踏まえ、本業務では、醍醐駅周辺エリア※<sup>3</sup>を対象に、芸術活動を通じた地域の魅力向上に資する取組を行い、地域と芸術との関係づくり、芸術家等が地域に関わりやすい環境づくりを推進し、その成果及び過程を地域内外へ情報発信することにより、醍醐駅周辺のまちづくり及びmeet us 山科-醍醐の機運醸成を行うものである。

※1 プロの芸術家のほか、クリエイター、デザイナー、その他ものづくりやデザインに関わる人全般（学生を含む）を指すものとする。

※2 「アートやクリエイティブを使って地域を元気にしよう ×ART（かけるアート）スタートアップガイドライン」2024年、経済産業省

※3 概ね、醍醐駅から800m程度（徒歩10分程度）の範囲とする。

## 4 業務の内容

発注者と協議・調整を行いながら次の業務を行うこと。企画・運営の具体的な内容や仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定する。

### (1) 業務の企画・運営

業務の遂行にあたっては、円滑に業務を遂行するための運営計画と工程表を事前に作成し、スケジュール管理や関係者、関係団体との調整等の進捗管理を行うとともに、完成後の発表会の企画・運営を行うこと。事故や近隣トラブルが生じないように注意を払って業務を管理すること。

### (2) 芸術活動を行う芸術家等の選定・調整

本業務に関わり活動する芸術家等として、異なる領域を専門とする芸術家等を2組以上選定すること。

### (3) 地域での芸術活動

芸術家等と協働し、地域の魅力向上に資する芸術活動を行うこと。実施する活動は、エリア内の公共空間（壁、床等）への芸術作品の設置や地域住民等と芸術に触れる機会を設けることを想定するが、実際に活動する芸術家等の専門領域を踏まえ、関係者と協議のうえ決定する。

活動に当たっては、以下に留意すること。

- ・ エリアの魅力向上に資するものとする。
- ・ エリアのポテンシャル（人的・物的資源）を活かしたものとする。
- ・ 住民参加型の制作や作品の常設設置を実施すること。

なお、制作場所は旧石田小学校の使用を想定するが、使用条件は芸術家等の活動内容を踏まえ、関係者と協議のうえ決定する。旧石田小学校を使用する場合の使用条件は以下のとおりであり、必要な使用料等は委託料に含むものとする。

- ・ 施設使用料：1 教室（64 m<sup>2</sup>）約 21,000 円/月、先払い
- ・ 水道・ガス・電気使用料：実費（ただし、基本料金は含まない。）
- ・ 使用時間：原則として、水曜日以外の平日の午前 9 時から午後 4 時まで（その他の時間は協議による。）
- ・ 特定の者が使用すること。
- ・ 塗料、有機溶剤などの危険物は、施設に保管しないこと。

### (4) 地域住民や子どもが参加するワークショップ等の企画・運営

伏見区醍醐支所主催の子ども向けイベント（令和 9 年 1 月実施予定）におけるワークショップ、府立東稜高等学校の美術の授業におけるワークショップ、発表会期間中のワークショップを企画・運営すること。

なお、ワークショップの実施に係る委託業務は、本業務の受注者と別途契約する予定（最大 20 万円）であり、本業務では全体の企画・運営を実施すること。

実施に当たっては、以下に留意すること。

- ・ 子ども向けイベントのテーマは地域の小中学生を対象とした「お仕事・学びの体験」を予定。

- ・ 府立東稜高等学校の美術の授業の実施日の候補は以下のとおりである。

| 日時               | 時間                                                          |
|------------------|-------------------------------------------------------------|
| 11月25日（水）、26日（木） | 5限：13時30分～14時20分<br>6限：14時30分～15時20分<br>※いずれか1日のみ2限又は2日連続4限 |
| 12月 9日（水）、10日（木） | 5限：12時50分～13時30分<br>6限：13時40分～14時20分<br>※いずれか1日のみ2限又は2日連続4限 |
| 12月16日（水）、17日（木） | 5限：12時50分～13時30分<br>6限：13時40分～14時20分<br>※いずれか1日のみ2限又は2日連続4限 |

## (5) 情報発信

上記(3)(4)を基に、エリアの内外に対して情報発信を行うこと。

情報発信の内容は、SNS を活用した上記(3)(4)の活動記録の発信のほか、完成後の発表会・地域住民との交流会の実施を想定するが、実際に活動する芸術家等の専門領域や活動内容を踏まえ、関係者と協議のうえ決定する。

情報発信に当たっては、以下に留意すること。

- ・ 制作過程や設営風景を短編動画や写真等にまとめること。
- ・ 芸術家等と地域住民との交流を促すものとする。
- ・ まちの変化に対する期待感を醸成することを目的とする。

## 5 実施体制

- (1) 発注者が特別の事情があると認めた場合を除き、本業務に係るプロポーザル方式による手続において受注者が提出した提案書に記載された実施体制により本業務を履行すること。
- (2) 本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 本業務の一部を委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により、その者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知し、発注者の承諾を得ること。
- (4) 関連事業との連携

本市が同エリアで実施する以下の業務との連携を図ること。

- ・ 山科区柳辻地域及び伏見区醍醐地域におけるまちの未来像検討業務
- ・ 京都市醍醐交流会館ホール活用プロジェクト企画運営委託業務
- ・ 芸術家等の定住・移住推進に向けた市営住宅活用業務（活用の計画、住戸の改修、運営及び維持管理等）

## 6 成果物

- (1) 業務報告書に係る電子データ 一式
- (2) 本業務で取得又は利用、作成した資料にかかる電子データ 一式

電子データの提出の際には、国土交通省が公開している電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出するものとする。また、電子データはMicrosoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、Adobe Acrobat を基本とする。Adobe Illustrator を使用する場合は、元データに PDF データを添えて提出することとする。その他のアプリケーションを用いる場合は、発注者と協議を行う。

## 7 検査

- (1) 業務を完了したときは、速やかに完了通知書を提出し、業務を完了した旨を発注者に通知すること。
- (2) 業務の完了を確認するための検査を行う日時及び場所は、発注者が決定する。
- (3) 受注者は、あらかじめ必要な成果物を整えたうえで、決定された日時及び場所において、業務の完了を確認するための検査を受けること。
- (4) 検査に合格しないときは、直ちに修補することとし、修補の完了を確認するための検査の詳細については、発注者の指示に従うものとする。

## 8 委託料の支払条件

委託料は、次に掲げる条件で支払う。

- (1) 前金払は行わない。
- (2) 部分払は行わない。
- (3) 完了払

業務の完了を確認するための検査に合格し、成果物を引き渡したときは、委託料の支払を請求することができる。

## 9 書類の提出

業務完了後、次に掲げる書類を速やかに提出すること。

- ・ 完了通知書
- ・ 成果物
- ・ 請求書

## 10 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、決定するものとする。ただし、協議が整わない場合においては、発注者が決定するものとする。
- (2) 本業務は、本仕様書によるほか個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書に基づき実施するものとする。
- (3) 本業務は、京都市行財政局管財契約部契約課が定める委託業務契約書に基づ

き、契約を締結する。

- (4) 本業務における活動（制作・滞在）、や記録に必要な費用及び以下に示すものは、本業務の委託料に含むものとする。ただし、発表会等の施設および展示作品における施設管理者賠償責任保険及び動産保険は発注者が加入する予定。
- ・ 広報費、デザイン費（チラシの作成・印刷、ハンドアウトの作成・印刷）
  - ・ 芸術家等の制作活動費（謝礼、交通費、材料費、常設作品の買取）
  - ・ 制作場所の使用料、水道光熱費
  - ・ 完成後の発表会の設営費
  - ・ その他、上記以外の消耗品費